

事務連絡
令和2年7月16日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会
事業部

解体工事の技術者要件に関する経過措置について（情報提供）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、平成26年改正建設業法において解体工事業が新たに追加されたことに伴い、建設業許可申請及び技術者要件について経過措置が講じられましたが、別添1のとおり、その経過措置期間が今年度末（令和3年3月31日）をもって終了となります。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、貴会会員企業の皆様に対して改めて周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、登録解体工事講習の実施機関である一般社団法人全国建設研修センターでは、別添2のとおり出張講習も実施していますので、併せてご案内いたします。

以上

【添付資料】

- ・別添1 解体工事業のみなさまへ（国土交通省リーフレット）
- ・別添2 「登録解体工事講習」の出張講習のご案内

（一般社団法人全国建設研修センター）

（担当）事業部 堤
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp